特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	加西市福祉医療費助成条例(昭和63年加西市条例第7号)、加西市福祉医療費助成条例施行規則(昭和63年加西市規則第3号)に基づき、高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並び遺児に対し、医療費の助成を行う。また、加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱に基づき、高齢重度障害者等に対し、医療費の助成を行う。の助成を行う。という。という。という。という。という。という。という。という。という。とい
③システムの名称	バーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。 1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル	A 名
1. 福祉医療特定個人情報ファ 2. 宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年加西市条例第32号)第3条第1項 別表第1 3の項、4の項 3. 加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則(平成27年加西市規則第24号)第4条、第5条 4.番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民部 国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長

6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 請求先 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8796 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 連絡先 加西市役所 市民部 国保医療課 電話 0790-42-8796 9. 規則第9条第2項の適用]適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		17年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	·項目評価書]	 	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価美別されている。	他機関については、それぞれ里		西書又は全項目評価書において、リス	ク 対束の詳細か記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	クシステムを	F通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	1		= • • •	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を必ず複数での確認を経たうえで実施している。 ・特定個人情報を受け渡す際には、事前に確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策をに実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類については、確実に簿冊に綴り、簿冊整理簿に基づき施錠できる棚等にすることを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れてい考えられる。	を確実に保管			
9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 「特に力を入れて行っている」 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>	10 A-6-			
判断の根拠	加西市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報がの適正な収集、利用及び保存を徹底していることから、「特に力を入れている」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I - 1②事務の概要	加西市福祉医療費助成条例(昭和83年加西市 条例第7号)、加西市福祉医療費助成条例(昭和87号)、加西市福祉医療費助成条例等7号)、加西市福祉原業費助成基づき、高 齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こど も、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の 父及びその児童並び遺児に対し、医療費助成を行う。 また、加西市高齢重度障害者等医療費助成事 実実施要綱に基づき、高齢重度障害者等に対 し、医療費の助成を行う。 加西市は、上記条例、規則、実施要綱及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定 個人情報を次の事務で取扱う。 1. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給に関する事務 2. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給に関する事務 3. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給に関する事務 3. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給自動程の場所で、 第1、福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給方法の特例に関する事務 3. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給方法の特例に関する事務 3. 福祉医療費及び高齢重度障害者等の医療 費の支給方法の特例に関する事務 4. 福祉医療費者を記及び高齢 重度障害者等の医療 費の支給方法の特例に関する事務 4. 福祉医療費者を指及び高齢 重度障害者等医療費受給者証及び高齢 重度障害者等に療費受給者証及び高齢 重度障害者等医療費を必需者証及び高齢 重度障害者等医療者等を変換者者証及び高齢 重度障害者等医療者のに関する事務	(下記を追加) <public (pmh)を活用した情報連携に係る福祉医療に関する事務="" hub="" medical="">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、医療費助成の資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に医療費助成の給付定なる。・住民が、医療機関受診時に医療費助成の給付定に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</public>	事後	TETTING WILL DO STORY
令和6年7月24日	I -1③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	(下記を追加) 4. Public Medical Hub(PMH)	事後	
令和6年7月24日	1. 番号法第9条第2項 2. 加西市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する条例(平成27 年加西市条例第32号)第3条第1項 別表第1 3の項、4の項 3. 加西市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する条例施行規則 (平成27年加西市規則第24号)第4条、第5条		(下記を追加) 4.番号法19条6号	事後	
令和6年7月24日	II - 1 いつ時点の計数か	令和5年12月25日時点	令和6年7月24日時点	事後	
令和6年7月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年12月25日時点	令和6年7月24日時点	事後	
令和6年7月24日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取扱	委託しない	特に力を入れている	事後	
令和6年7月24日	• •	2024/1/5	2024/7/24	事後	
令和7年7月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年7月24日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年7月24日時点	令和7年7月1日時点	事後	